

(1) 指定避難所運営における課題

震災の際は、必ず指定避難所に行かなければならないという認識が一般に浸透していることなどにより、避難者が指定避難所に多く来ることで、過密な状況となり、適切な避難所運営が困難となることが懸念される。



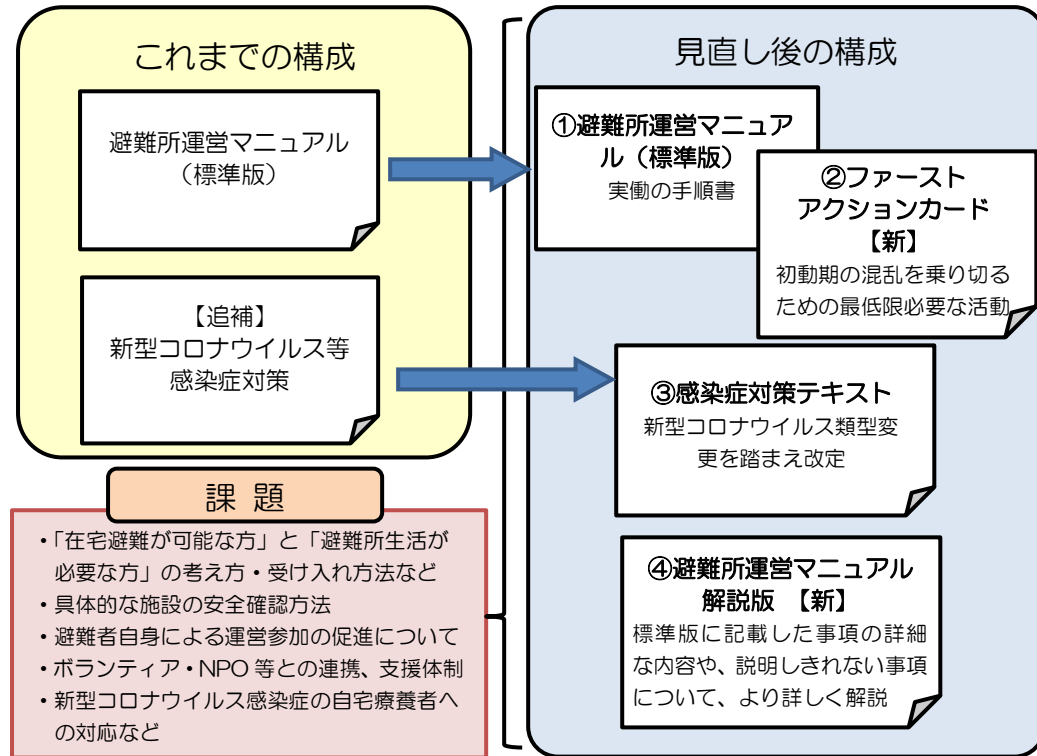
(2) 指定避難所運営マニュアルの見直し

指定避難所における密集回避と初動期における適切な運営を図るため、被災地における避難所運営支援の経験や知見を持つ関係機関の協力と、避難所運営委員会の意見聴取等のうえ、避難所運営マニュアルの見直しを行った。

(3) 避難所運営マニュアルの見直しの内容

① 構成の見直し

ファーストアクションカードの新設、避難所運営マニュアル（解説版）の新設をはじめ、構成の見直しを行った。これにより、内容の見直しによって複雑化することなどを避け、わかりやすいマニュアルを目指した。



② 被災者支援にあたっての区の取り組み方針の明記

以下のことをマニュアルにおいて示し、区と避難所運営委員会（避難所運営組織）の意識の共有化を図った。

- 区は、すべての被災者が必要とする支援を受け、復旧・復興に向けて力強く歩んでいけるように、広く被災者支援の充実に取り組む。
- 被災者の権利と支援活動の最低基準を定めたスフィア基準及び「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」の基本理念を被災者支援の基本的な考え方に据え、この理解が被災者支援に活かされるよう、区は様々な課題に取り組む。
- 区は、避難所開設にあたり重要な役割を担う避難所運営組織への支援を一層強化するとともに、指定避難所が被災者を必要な支援につなげる場として機能するために、避難所の密集状態の回避と、共助としての在宅避難者支援を担う関係機関、関係者、地域の方々による避難所運営への参加の輪を広げていく。

③ 見直しを実施した事項

1 初動期のレイアウトの工夫【新】

発災直後に多くの避難者が避難所に来ることにより、すべての避難者を受け入れることが困難となることが想定される。また、限られた時間での開設準備は避難所運営委員会の負担が非常に大きい。こうしたことから、発災直後の初動期に限り、短時間で設置でき、避難者を安全に受け入れることを優先したレイアウトの例を掲載した。

- ➡ 諸室の設置作業をなるべく減らす（あとで設置すればこと足りる諸室についてはあと回しにする）
- ➡ 女性や乳幼児専用の区域、要配慮者の滞在スペースは標準的なモデルと同様に設置するが、状況が落ち着くまでは一般の滞在スペースの世帯当たりのスペースの割り当てはしない など

2 初動ボックスの導入【新】

避難所の施設の安全点検や、開設準備を始めるにあたり必要となるものをまとめたボックスを令和5年度から導入することとし、その説明を記載した。

3 既設トイレの使用確認の方法の見直し

建物内の下水の配管で水漏れやつまりがなければ既設トイレを使用すること、また、下水道局が管轄する公共の下水管が破損し、トイレが使用できない状態となった場合は、区が該当する避難所へ連絡することを記載した。

4 避難所の電源確保の強化と在宅避難の促しのための避難者への電源の提供【新】

令和5年度中に各避難所へのスマートフォン充電用の発電機を追加配備する。これに伴い、避難所にいる避難者に対し、在宅避難をするうえで当面必要となるスマートフォンの充電を提供することなどを記載した。

5 避難者に配布するチラシの作成【新】

地域の状況に応じて、多くの避難者が避難所に詰めかけた場合を想定し、在宅避難の協力をお願いするチラシのひな形を区のホームページに掲載することとし、その活用についてマニュアルに記載した。

6 設備・機材についての説明

受水槽のほか、近年導入が進められている自立式ガスヒートポンプ【新】、太陽光発電【新】などの機器の操作方法を追加した。

7 避難所で行うべき基本的な衛生管理【新】

基本的な衛生管理の説明に加え、区の専門職を中心とした避難所を巡回しての衛生管理等の支援の説明を追加した。

8 多様な文化・習慣への対応【新】

外国人に対するやさしい日本語によるやり取りなどの配慮に加え、宗教上もしくは思想・信条上の多様な食文化・食習慣、その他の配慮についての説明を追加した。

9 医療との連携・応急手当て【新】

医療救護本部の設置、区内医療関係団体による緊急医療救護班などの初動医療体制の説明や、災害拠点病院、緊急医療救護所の説明などを追加した。

10 関係団体との連携・協力について【新】

災害ボランティア、NPO団体、せたがや女性防災コーディネーター、防災士等による避難所の運営支援についての説明を追加した。

11 避難所の閉鎖について【新】

区民生活の早期再建に向けた取り組みや、被災住宅の応急修理、応急仮設住宅等の供与、避難所統合の進め方についての説明を追加した。

④ 見直し後のマニュアルの活用

- すでに独自の避難所運営マニュアルを作成している避難所は、よりよい運営に向けての参考として、この見直し後の運営マニュアル（標準版）（解説版）を活用していただく。
- また、現在、独自の運営マニュアルの作成に取り組んでいる避難所は、これからの作成作業の一助として、この見直し後の運営マニュアル（標準版）（解説版）を活用していただく。

